

起因物、事故の型：その他の起因物 - 飛来・落下の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
3	11~12	園児を連れて遊びに行った際、園児が投げた石が右足のふくらはぎに当たり、歩くことができないほどの激痛が続いた。	43	170101	1000 ~ 9999
3	2~3	工場内盛付室で、生産終了後の清掃作業時に、清掃に必要な洗剤を補充するため洗剤の供給機を触っていたところ、供給機のホースが抜けてしまい、ホースに残っていた洗剤（原液）が飛沫し右目に入り、右目角膜上皮剥離と右目角膜化学外傷を負った。	58	10109	100 ~ 299
4	12~13	2番でキャディをしていた被災者に、隣の8番でプレーしていたお客様の球がダイレクトに左手甲に当たった。	38	140301	50~ 99
4	16~17	休憩室にて、業務終了後、ロッカーから瓶入りのコーヒー（重さ約400g）を取り出した際、高さ1メートルの所から手が滑り落としてしまった。落とした際に、右足小指付近に靴の上から打撲し、痛みが継続した。	62	80209	30~ 49
4	15~16	水産作業場内を移動しようとした際、作業台のまな板（約15kg）が邪魔になり片手でよけたところ、まな板のバランスが崩れて左足に落ち、左足の甲を打撲した。	62	80201	300 ~ 499
5	16~17	被災者は大型ゴミ収集場所において同僚と二人で木製棚を車に積み込もうと横に倒そうとした時、手が滑り、棚が被災者の右足に当たった。	31	150103	10~ 29
5	23~24	倉庫1階にて商品をピッキング中に、生樽7Lを手を滑らせ右足の先の部分に落としてしまう。安全靴の着用を義務付けしているにもかかわらず、着用していなかった為、右足親指を骨折した。	52	40303	30~ 49

5	11~ 12	屠畜場で馬の皮剥ぎ作業中に、吊り下げていた馬の後ろ足がフックから外れ落下し、その勢いで体ごと弾かれ、馬体と近くにあった殺菌槽との間に挟まれて左肩を脱臼した。	40	10101	100 ~ 299
5	9~ 10	キャディー業務中、お客様の打ったボールを見ていたところ、他のプレーヤーの打ったボールが直接胸部に当たり痛めた。	65	170209	50~ 99
6	16~ 17	営業所車庫でトラック荷台を整理していた際、コンパネの上に足場板があることを忘れ、コンパネを持った時に足場板が右足甲に落下し、受傷した。	51	40301	10~ 29
6	0~1	売場横工房内のスチールラックの下段から食パン型の蓋を取ろうとして、勢いよく蓋が入ってる容器をラックから引き出したところ、ラックの脚部分に容器が当たり、その衝撃でラックの上段に置いてあった食パン型が落下し、頭部に当たり切傷した。	24	80209	30~ 49
6	18~ 19	被災者は、積み荷状況の確認する為、車両後方にある観音扉を開けた際、荷台に置いてあった緩衝材を留めていたゴムが切れ、切れたゴムが飛び、右目に当たってしまった。被災者は、ヘルメット、安全靴を着用していた。	46	40301	10~ 29
7	9~10	派遣先施設内2Fフロアの入居者の室内にて、介護リーダーと2人で入居者を車椅子からベッドへ移乗させる際、前から抱えて持ち上げた時に入居者が急に仰け反るように動いたため、転倒させないように踏ん張ったところ背中部分に激しい痛みを感じ立ち上がれなくなる。その場で歩けなくなったため、車椅子に乗せられ休憩室に運ばれた。戻って就業を続けようとするも動く度に激痛が走るため、その日は早退。背部挫傷により約2週間の加療と診断される。	47	130101	50~ 99
7	16~17	作業が終わり工具を保管するために、ビニール袋に入れ、固定のために少し太い輪ゴム（市販品）をかけた時、輪ゴムが切れて作業者の右目に飛んで来て当たった。	44	11409	10~ 29
7	18~19	資材のみを置いている場所で、ダンプの荷台を清掃するために、荷台を下げて作業するため、後ろの荷台扉に右足を掛けて上がろうとしたが、	64	170209	1~9

		フックが外れて扉が下がり、左足の甲の上に落ちて打撲。			
7	12～ 13	ゴルフ場で林の中から打ったプレイヤーのボールが木に当たって跳ね返り、フェアウェイにいた逆井の定にノーバウンドで直撃した。当たった左足のひざ裏側が腫れあがった。	57	140301	100 ～ 299
7	9～ 10	ゴルフ場2番ホールのグリーンを終り、カートにて3番ホールへ向かうため、カートに乗り込んだときに、後続組の打球が飛んできて、右後頭部に直撃し、側頭骨亀裂骨折を負った。	29	140301	100 ～ 299
7	13～ 14	店舗内において、調理中（たこ焼きを焼いているとき）、焼いている生地が飛んで、不意に右目に入った。	27	140201	10～ 29
10	17～ 18	小学校のびのびルームにて勤務中、運動場で児童のサッカー指導中に飛んできたサッカーボールが右眼に当たり負傷したものである。	61	120109	10～ 29
10	14～ 15	顧客先にて被災。被災者は顧客先にて商談を行うため訪問したとき、携帯に電話がかかってきたため、持参した書類等を受付台（高さ160cm程度）上に置いて電話を受けた。電話を終え、書類と携帯電話を両手で一緒に持とうとしたとき書類が滑り、持っていた書類と携帯電話を全て落としてしまった。その際、被災者の右足に落下して当たり、右足の甲を負傷した。	21	90209	1～9
11	15～ 16	就業先事業所2階で会議が終わり、折りたたみ用長机を横に移動させた際に、机の脚が内側に折れ右足人差し指に落下し受傷した。出血がひどく、同日医療機関で受診した。	36	170101	500 ～ 999

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html